◎11月定例会の常任委員会における審査の主な内容◎

総務委員会

土地の処分について(小江町)を否決

本件は、小江町地内の土地を売却しようとするものです。

委員会では、売却予定地に係る購入時から現在までの事業経過に関する資料などを請求して審査しました。委員からは、周辺住民の生活環境への影響を考慮する意見が相次ぎ、売却後の使途の確認の必要性と行政指導の効力の有無、売却予定地の隣接地所有者や周辺住民に対する事前の説明会や周知の有無などについて慎重に審査しました。

さらに委員間討議においては、売却後の使途について不安要素があるので賛成できない、周辺住民の意見を聞くべきであるなどの討議がなされました。

その結果、包括外部監査人の指摘に基づき、使用目的のない財産を売却することに異論はなく、市の売却に向けた努力については評価をするが、売却予定地周辺住民の意見を尊重すべきであり、周辺住民の生活環境への悪影響や計画に対する住民の反対も予見できることから賛成できないとの反対意見が出され、採決の結果、賛成なく原案を否決しました。

厚生委員会

平成23年度長崎市一般会計補正予算(第3号)のうち厚生委員会所管部分を可決

民生費において、国の法律が改正され、平成24年4月から指定居宅サービス事業者及び指定障害福祉サービス事業者等の指定業務が県から市に権限移譲されることに伴い、電算処理システムを導入するための介護保険指定事業者等管理システム整備費が計上されていることから、同システム整備費の財源に国・県からの補助が含まれていない理由、権限移譲で増加が見込まれる業務量及び人員配置の見通しなどについて慎重に審査しました。

その結果、今回の権限移譲は、国が法改正によって県の業務を市に移譲するものであり、発生する費用は国・県で措置するよう求めてほしい、権限移譲によって市が管理することとなる事業所数が大きくふえるため、これに伴って増加する業務量に見合う適正な人員を配置するとともに、指定業務や指導監査業務マニュアルを整備するなど、権限移譲を円滑に行い、新たな業務に対応できるよう十分に準備してほしいなどの要望を付した賛成意見が出され、異議なく原案を可決しました。

文教経済委員会

公の施設の指定管理者の指定について(グラバー園)を可決

本件は、グラバー園の管理を行わせるため、指定管理者の指定を行おうとするものです。

委員会では、現在指定を受けている団体を継続して指定しようとしていることから、これまでの同団体のグラバー園の管理に対する評価、選考審査において他の団体と採点の差別化を行う考えの有無、各応募団体の提案に対する審査委員の評価、観光客だけでなく市民に来園してもらえるような魅力発信への取り組み状況などについて慎重に審査しました。

さらに委員間討議においては、グラバー園の収益を指定管理者の被雇用者の賃金に反映させる考えなどについて討議がなされました。

その結果、グラバー園は長崎観光の顔であり、管理を指定管理者任せにせず、適切な維持管理がなされるよう随時指導を行ってほしい、指定管理者の被雇用者の賃金が改善されるような方策を検討してほしいなどの意見を付した賛成意見が出され、異議なく原案を可決しました。

建設水道委員会

長崎市景観条例の一部を改正する条例を可決

今回の改正は、地域の特性を生かした景観の形成を推進するため、大野地区、出津・牧野地区及び深堀地区を景観形成重点地区に加えようとするものです。

委員会では、当初予定していた外海の黒崎地区を同重点地区に指定することを見送った経過と世界遺産登録への影響、指定しようとする地区の住民に対する意見募集などの合意形成のあり方などについて慎重に審査しました。

その結果、今後の同重点地区の指定に当たっては、地域の特性を十分に配慮し、指定によるメリット・デメリットを明確にした上で、全体的な計画の説明を行い、地区住民の理解と合意形成を得るために最大限努力してほしい、説明会などへの住民の参加率が上がるよう努力してほしい、特に世界遺産登録など他の法的手続と関連がある場合は地区住民の合意形成のための十分な期間を考慮したスケジュールで望んでほしいなどの要望を付した賛成意見が出され、異議なく原案を可決しました。